

誰もが安全で安心して暮らせるまち



蛍籠

- 第1節 生活安全の推進
- 第2節 公衆衛生の充実
- 第3節 道路・橋梁等老朽化対策の推進
- 第4節 上水道の整備
- 第5節 下水道等の整備
- 第6節 河川・海岸環境の整備



現状と課題

近年、地震、台風や集中豪雨による浸水・土砂災害などの広域かつ大規模災害が全国各地で頻発しています。安全で安心して暮らせるまちを実現するためには、火災等の災害や増加傾向にある救急についても、迅速的確に対応するとともに、本市においても被害が危惧される南海トラフ巨大地震や菊川断層帯地震といった大規模自然災害に見舞われた際の、国や県、他都市、団体、民間企業、ボランティアからの応援を円滑に受け入れる受援体制や速やかな復興に向けた被災者支援体制の構築が課題となっています。

一方で、本市では、全国で多発している大規模災害を教訓として、まちづくり協議会や自主防災組織による共助の取り組みが進んできており、今後もそれらの取り組みを継続・強化できるような支援の模索や、本市が発令する避難情報に対する避難率向上に向けた防災意識の啓発強化が課題としてあげられます。

また、犯罪のない明るく住みよい社会を実現するためには、地域は自分たちの手で守るという意識のもとに行政と地域が連携して防犯活動に取り組む必要がありますが、一部の地区にしかこうした活動が浸透していないため、地域における防犯意識の向上と行政との連携を強化することが課題となっています。

交通安全については、毎年、多くの尊い命が失われていることから、交通事故の抑止に向けたハード・ソフト両面の対策を推進することが重要です。特に、交通事故の被害者の多くを占める高齢者や次世代を担う子どもたちの安全を守るための対策や災害時の交通確保など災害に備えた対策を行う必要があります。

消費生活においては、相談内容が複雑化するとともに悪質な案件が増加しており、社会の変化にともない多様化する消費者問題を解決し、消費者が安全に安心して生活することのできる環境を整備する必要があります。

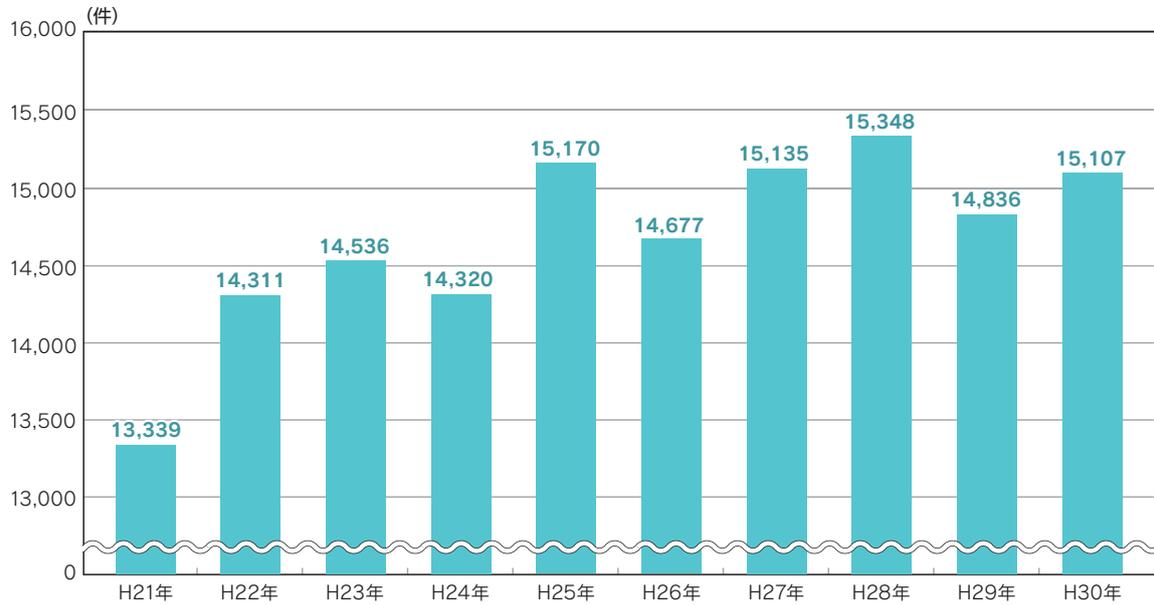


交通安全教室



自主防災リーダー育成研修会

年別救急出動件数



消防防災学習館(火消鯨)での消火体験



災害現場を想定した救助訓練

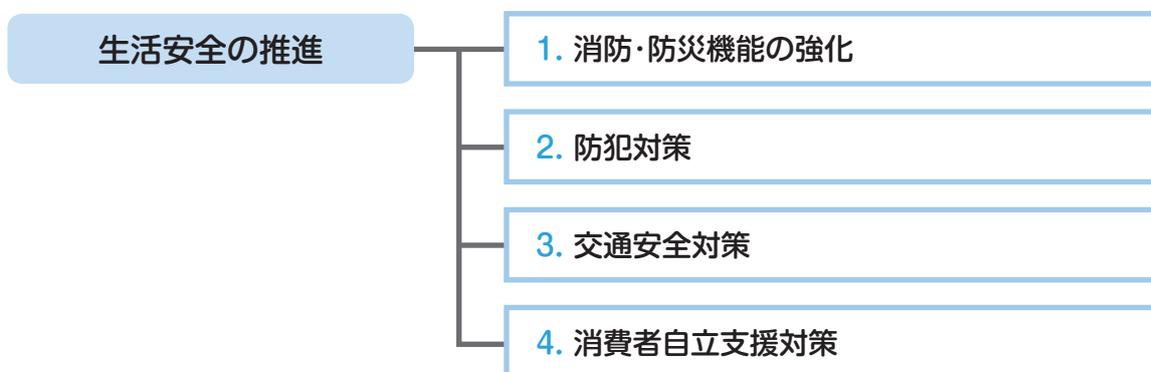


3市合同防災図上訓練

基本方向

- 市民が安全で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、人材育成や消防関係施設・設備の整備を行い、消防防災体制の充実強化、救助・救急業務の高度化及び消防団の充実強化を図ります。あわせて、市民の防火防災意識の向上に取り組みます。
- 本市が大規模災害に被災した場合の速やかな復興に向け、受援体制や被害者支援体制の構築に取り組みます。また、防災メール等の普及啓発を強化し、防災情報や避難情報を一人でも多くの市民に伝達することで災害警戒時の避難率を向上させるとともに、災害時に必要となる関係資機材の整備や非常食の計画的な備蓄を図ります。さらに、災害時の減災に大きく貢献する自主防災組織の育成や活動の活性化を図ります。
- 市民が安心して暮らせる安全な地域社会の実現に向けて、関係機関と連携しながら、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯ボランティア活動へのサポートの強化に努めます。
- 交通安全については、誰もが安心して通行できるよう交通安全施設等の整備を推進します。また、通学路上の危険個所を継続的に点検し、子どもたちの安全を守ります。さらに、幼児から高齢者までを対象にした交通安全教育を実施するほか、警察、交通安全関係団体と連携して交通安全講習や交通安全キャンペーンなどの啓発活動を実施します。
- 将来にわたって安全で安心できる消費生活の実現に向けて、相談体制の一層の充実を図ります。また、啓発活動の拡充を図り消費者被害の発生又は拡大を防止し安全で安心できる消費生活の実現を目指します。

施策体系図



各事業の方向

1. 消防・防災機能の強化

(1) 消防・防災体制の強化

災害現場における対応力の強化や安全管理能力の向上等による人材育成とあわせて、都市構造の変化に対応した消防署所の適正配置を考慮し、老朽化した消防署所の改築等により、消防機能を強化するとともに、消防車両等の更新整備をはじめとする各種消防用資機材等の装備充実を図り、さらにはICTの活用に努め、消防防災体制を強化します。

また、救急救命士の養成を行い、救急技術と知識の向上及び高規格救急自動車の計画的な更新整備により、救急業務の高度化を図ります。

市民の防火防災意識を啓発するため、広報資機材等の整備や消防防災学習館「火消鯨」の利活用の促進に取り組みます。

地域防災の要である消防団の活性化及び入団促進を図るため、消防団広報を積極的に推進するとともに、消防機庫、消防車両等の更新整備に加え、安全装備品や地域の実情に応じた活動資機材等を配備し、あわせて団員への研修訓練の充実により、現場活動能力の強化を図ります。

(2) 防災・減災対策の推進

大規模かつ広域的な災害に備え、備蓄計画に沿った防災資機材や非常食の備蓄に努めるとともに、火災防御や人命救助活動を円滑に行うことができるよう災害対応資機材の充実を図ります。また、市民に防災情報が的確に伝わる体制を整えるため、出前講座や防災イベントにて防災メールシステムを啓発し、防災メール受信登録者数の増加を図るとともに、年々進化する広報媒体に対応した防災・災害情報発信システム導入の検討・整備を行います。

県から示される洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域を基に、各種ハザードマップを作製し、災害が起こりうる危険箇所を市民に周知します。

市民の防災意識を高めるため、防災資機材交付事業や出前講座を実施し、自主防災組織の育成・支援に努めます。また、研修会等を実施し、防災リーダーの養成に努めます。

災害や武力攻撃等の発生時に市民の生命、身体及び財産を守るため、関係機関と連携して被害の軽減化が図られるよう、地域防災計画や国民保護計画に沿った対応を推進します。また、災害発生箇所の応急復旧措置を速やかに実施します。

2. 防犯対策

(1) 防犯対策の充実

関連団体との密接な連携のもとに、地域・職場が一体となった防犯対策の充実に努めます。また、防災メールをはじめとした各種の広報媒体を利用して、近年多様化する振込め詐欺、強盗などの凶悪犯罪等の情報を広く市民に提供します。

3. 交通安全対策

(1) 交通安全対策の充実

交通死傷事故の減少を目指し、交通安全施設の適切な設置と改修により、歩行者の安全対策を推進します。特に、児童・生徒の通学路については、下関市通学路交通安全対策プログラムに基づき、関係機関による合同点検結果を踏まえ、緊急性や重大な事故が予見される箇所から優先的に実施します。また、緊急対策踏切に指定されている踏切道の改良を早期に実施し、踏切事故の防止を図ります。

さらに、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防ぐため、通学路等に面した危険なブロック塀等の撤去費用の一部助成を行います。

(2) 交通安全意識の啓発・普及

交通事故発生件数の減少を目指し、交通安全の啓発活動等を着実かつ効果的に実施し、市民の交通安全意識と交通マナーの向上に取り組みます。

また、交通安全関係団体と協働して、交通安全運動の実施や幼児から高齢者までを対象にした交通安全指導や教育等を実施します。

4. 消費者自立支援対策

(1) 消費相談事業の充実

消費者からの相談に対する適切な助言や指導を行うため、弁護士相談等や相談員のレベルアップを図る研修を行います。また、消費者を取り巻く環境が複雑多様化する中、消費者トラブルの未然防止を図るため、消費者自身が適切な判断や行動ができるよう情報提供や啓発活動を行います。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
消防・防災機能の強化	消防・防災体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・消防関係施設・設備の整備 ・防火防災意識の普及啓発 ・消防・救助・救急業務の高度化 ・消防団の充実強化 防災・減災対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・防災メールの普及啓発強化 ・受援体制の構築 ・被災者支援体制の構築 ・防災情報の伝達手段の拡充 ・防災資機材・備蓄品の整備 ・各種ハザードマップの整備 ・自主防災組織の育成・支援 ・防災リーダーの養成 ・災害（応急）対策の実施 ・地域防災計画の推進 ・国民保護計画の推進 	市 市 市 市 市 市 県・市 市 市 市 県・市 県・市 市 国・県・民間・市 国・県・民間・市
防犯対策	防犯対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・防犯啓発への支援 ・防犯灯の新設・管理への支援 ・暴力追放の啓発活動への支援 	県・民間・市 県・民間・市 県・民間・市
交通安全対策	交通安全対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設等の整備 ・通学路等の危険ブロック塀撤去に対する助成 交通安全意識の啓発・普及 <ul style="list-style-type: none"> ・各種交通安全関係団体への支援 	国・県・市 市 県・民間・市
消費者自立支援対策	消費相談事業の充実	市

目標指標

No	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
53	消防団員数	H30	1,845人	R6	1,977人
54	防災メール登録件数	H30	11,000件	R6	30,000件
55	人身事故発生件数	H26~H30 (平均)	1,300件	R6	1,200件

現状と課題

食の安全をはじめとする公衆衛生の信頼性の確保は、市民が健康的な日常生活を送ることはもちろん、観光交流の促進やふくやジビエといった市内各種産業の振興を図っていく上においても大変重要です。しかし近年では、広域的な食中毒の発生や原産地表示偽装など、食の安全性や信頼性が脅かされる事件が発生し、より一層の食の安全・安心の取り組みが必要とされています。こうした食を取り巻く環境の変化や国の制度改正等に的確に対応するため、関係施設への計画的な監視・指導のほか、市独自の指導マニュアルの作成、検査機器の整備及び精度の向上などの取り組みを絶えず行っていく必要があります。一方で、新たな健康リスクが発生することもあり、迅速かつ適切な対応とより高度な監視指導体制及び試験検査体制の構築が求められています。また、あわせて市民一人ひとりが暮らしに係る衛生に関心を持ち、事業者が自主管理体制を整えることも重要です。

動物由来の感染症防止や咬傷等の危険を阻止するためには、動物の管理が必要です。一方で、飼い主の自己都合で飼養できなくなった犬猫や、無責任な餌やりによって増えた猫が多く存在し、そのほとんどが殺処分されています。そのため、下関市動物愛護管理センターが実施している、生命の大切さを伝える「いのちの教室」や「動物ふれあいフェスティバル」など、「いのち」とは何かを考えることを通じて、動物との共生ひいては他者とのあり方など、生きる力を育むことのできる機会を引き続き提供していくことが必要です。

斎場については、老朽化が著しい施設があることから適切な維持管理を行うとともに、今後の火葬需要を考慮しつつ、将来の人口動態を見据えた運営方針について検討を行う必要があります。

墓園については、環境悪化により改善が求められますが、一部無縁化区域の荒廃が整備の妨げとなっています。また、今後の高齢化や家族形態の変化にともない多様化する墓地需要に対応できる整備が求められます。

基本方向

- 生活衛生関係施設や食品衛生関係施設について、効果的な監視指導体制の充実・強化を図ります。
- 迅速かつ精度の高い試験検査体制を維持・向上するために機器整備に留まらず、人材の育成・確保を行います。
- 食の安全・安心について、正しい理解を促すため、講話や意見交換などのリスクコミュニケーションを推進します。
- 殺処分される動物の大きな割合を占める野外猫への対策の推進や収容動物の譲渡の促進により、人と動物の共生を推進し、殺処分の減少を図ります。
- 主に市内の小学生を対象に、命の大切さや動物由来感染症等についての啓発を行います。
- 斎場については、長期的視点を踏まえて、施設整備に取り組むとともに将来の人口動態を見据えた運営方針について集約化を含めた検討を行います。
- 墓園については、適正な維持管理に取り組みつつ、今後多様化する墓地需要に対応した整備についても検討を行います。

施策体系図



各事業の方向

1. 暮らしに係る衛生の推進

(1) 暮らしに係る衛生の推進

温泉・旅館など生活衛生関係施設に対して、より効果的、計画的に監視指導体制の充実・強化を図ります。

食品衛生関係施設に対しては、HACCPに沿った衛生管理手法の導入を強力に推進する等、監視指導体制の充実・強化を図ります。

飲食店やスーパーマーケット、食品製造施設、給食施設等に対して定期的に立入検査等を行うことで食中毒の未然防止に努めます。

保健所を有する中核市としての機能を果たすため、必要不可欠な専門性の高い監視員や検査員の人材育成、人員確保を図り、精度維持のための機器の整備等により危機管理体制を構築します。

市民に対して、食品衛生や生活衛生などの暮らしの衛生に関することをホームページや市広報を使い、また、低年齢層には、紙芝居等を利用した情報提供と対話の機会を通じ、リスクコミュニケーションを推進することにより、食を中心としたリスクへの理解を広め、暮らしの衛生に関する安全・安心を確保します。

2. 動物の愛護及び管理の推進

(1) 動物の愛護及び管理の推進

市民の安全や公衆衛生環境を確保するため、野犬の捕獲をはじめ、飼い猫の室内飼養の促進や野外猫の不妊去勢手術を推進します。また、吸入麻酔剤リサイクルシステム等、下関市動物愛護管理センターにおける特殊機械設備の適切な維持管理に努めます。

犬の飼い主に対するリード(引き綱)装着指導等、適正飼養の普及啓発を図ります。また、下関市動物愛護管理センター内のしつけ直し広場を活用した成犬の譲渡促進や殺処分数の多い野外猫への対策として、「ねこの適正飼養に関するガイドライン」を有効活用し、殺処分がなくなることを目標として、当面その減少を図ります。さらに、教育分野との連携により、「学校飼育動物に関する教室」や「いのちの教室」等を通じて、児童が命の大切さを知り、生きる力を育むことのできる機会を提供します。なお、これらの取り組みについては、ボランティア団体等と一層の連携を図りつつ行います。

3. 斎場及び墓園の適正な管理

(1) 斎場及び墓園の適正な管理

斎場については、高齢化の急速な進行による利用の増加に対応した施設の整備及び管理に努めるとともに、既存施設の老朽化及び今後の人口動態等を踏まえた長期的な視点から施設としての運営方針について集約化を含めた検討を行います。

また、墓園については、高齢化や家族形態の変化にともない多様化する墓地需要に対応した施設及び管理に努めます。

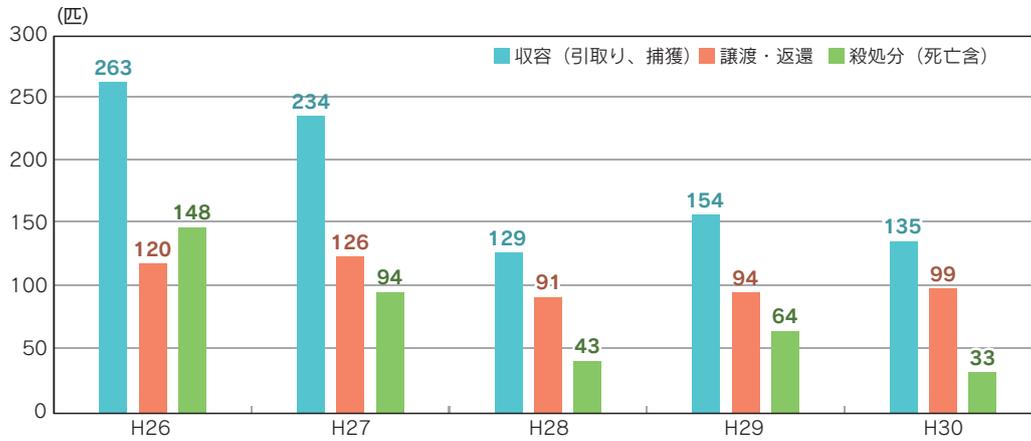
主要な事業

事業	事業概要	事業主体
暮らしに係る衛生の推進	暮らしに係る衛生の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生の安全確保 ・食の安全確保 ・検査体制の確保 ・リスクコミュニケーションの推進 	市 市 市 市
動物の愛護及び管理の推進	動物の愛護及び管理の推進	市
斎場及び墓園の適正な管理	斎場及び墓園の適正な管理	市

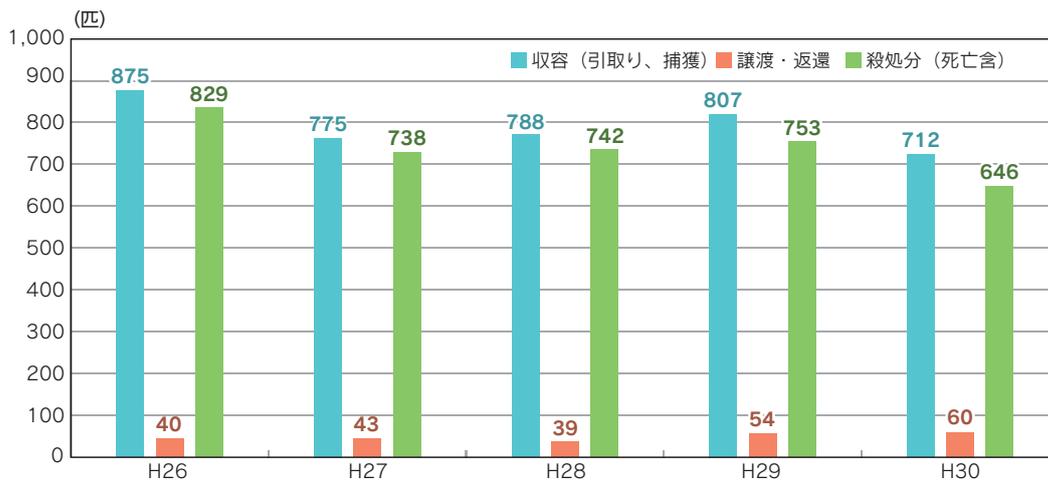
目標指標

No	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
56	必要な物や場所は衛生的で安心して利用できると思う市民の割合	H30	59.03%	R6	60%
57	下関市動物愛護管理センターにおける犬の譲渡率	H30	35.6%	R6	42.5%
58	下関市動物愛護管理センターにおける猫の譲渡率	H30	8.3%	R6	16.6%

犬の収容及び処分状況



猫の収容及び処分状況



下関市動物愛護管理センターにおける犬・猫の譲渡率



現状と課題

道路・橋梁などの社会インフラについては、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を確実に実施する必要があります。

このため、特に橋梁等（橋梁、横断歩道橋、トンネル）については、下関市橋梁等長寿命化修繕計画に基づき、継続的な点検と計画的な調査・補修を実施し、機能を確実に維持するため、橋梁等の長寿命化を着実に推進していく必要があります。

また、道路及び道路附属物についても、市民生活や社会・経済活動の最も重要な基盤であり、計画的な点検や補修対策による適切な維持管理を実施し、市民の誰もが安全で安心して利用できる道路空間の提供を推進していく必要があります。

基本方向

- 道路及び道路附属物については、計画的な点検と調査により、損傷状況等を的確に把握し維持管理を徹底するとともに、適切な時期に補修を実施します。
- 橋梁等については、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理に転換し、維持管理コストの平準化を図りながら、計画的な補修を実施します。

施策体系図

道路・橋梁等老朽化対策の推進

1. 道路・橋梁等老朽化対策の推進



老朽化した道路

各事業の方向

1. 道路・橋梁等老朽化対策の推進

(1) 道路・橋梁等老朽化対策の実施

道路及び道路附属物については、各施設の特性を考慮した上で、点検・診断により施設の状況を正確に把握するとともに、点検・診断の結果や施設の利用実態に基づき、必要な改修や補修を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施します。

橋梁等については、下関市橋梁等長寿命化修繕計画に基づき、計画的に点検を実施するとともに、損傷状況と設置位置や交差物等の環境状況を指標とした優先度評価を行い、優先度の高いものから計画的に補修を順次実施します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
道路・橋梁等老朽化対策の推進	道路・橋梁等老朽化対策の実施 ・道路及び道路附属物の老朽化対策の実施 ・市道橋梁等の長寿命化の実施 下関駅前人工地盤 ほか	市 市

目標指標

No	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
59	橋梁等の修繕実施率	H30	13.9%	R6	29.9%



老朽化した橋梁

現状と課題

水道は、健康で文化的な生活を営むための根幹的施設として、また、各種の産業活動の原動力として必要不可欠なものです。

本市の水道は、1906年（明治39年）に全国で9番目に給水が開始された近代水道であり、110年以上の歴史を有します。

これまでの水道の拡張整備を前提とした施策から、現在は事故や災害に強い施設の整備、経年劣化した施設の計画的な更新、水需要を考慮した施設の整備に重点を置いた施策が求められています。

一方、給水人口の減少にともない水需要の減少が続く中、施設の整備や更新にともなうコストは増大しています。そのため、今後も厳しい事業経営となることが予測されており、適正な資産管理を行うためのアセットマネジメントを活用した、より一層の経営の効率化が必要です。また、平成30年（2018年）に水道法が改正され、官民連携や広域連携の推進などさらなる水道の基盤強化も求められています。

今後、下関市水道事業ビジョンに基づいて、これらの課題を克服し、市民にとって最も大切なライフラインを確保し、一層安全で安定し、安心できるライフラインとしての水道の構築を図る必要があります。

基本方向

- 今後も継続してライフラインを維持するため、安全な水を安定的に供給できるよう、長府浄水場の更新を図るとともに、老朽施設の整備、更新や施設規模の見直しを図ります。
- 災害に強い施設とするため、計画的に水道施設の耐震化を図ります。

施策体系図

上水道の整備

1. 上水道の整備等

各事業の方向

1. 上水道の整備等

(1) 老朽化している長府浄水場の諸施設の更新

基幹浄水場である長府浄水場は、築後70年以上が経過しており、施設の老朽化とともに処理能力が低下してきています。これからも基幹浄水場としての機能を保持するため、処理能力の回復とあわせ事故や災害に強い施設として現地にて更新を行います。

(2) 老朽水道施設（構造物及び管路）の更新及び浄水施設の統廃合に向けた施設整備等

給水人口が減少する中、水道というライフラインを将来にも持続していくため、老朽化施設や管路の更新にあわせ、将来的な水需要を考慮した施設規模の見直しを行います。

(3) 主要配水池及び配水本管の耐震化

東日本大震災や昨今の局地的な豪雨等の異常気象により、快適で安定したライフラインが確保できる災害に強い施設が求められています。より強靱な施設とするため、計画的に水道施設・管路の耐震化を図ります。

(4) 水道事業経営の効率化と安定化

更新事業等には多額な資金が必要となるため、アセットマネジメントを活用した資産規模の適正化や、事業費の平準化を図ることで、水道事業経営の効率化に努めます。また、官民連携や広域連携の検討など水道基盤の強化を図り、水道事業経営の安定化を図ります。さらに、水資源の有効利用や有収率向上を図るため、漏水対策の強化に努めます。

主要な事業

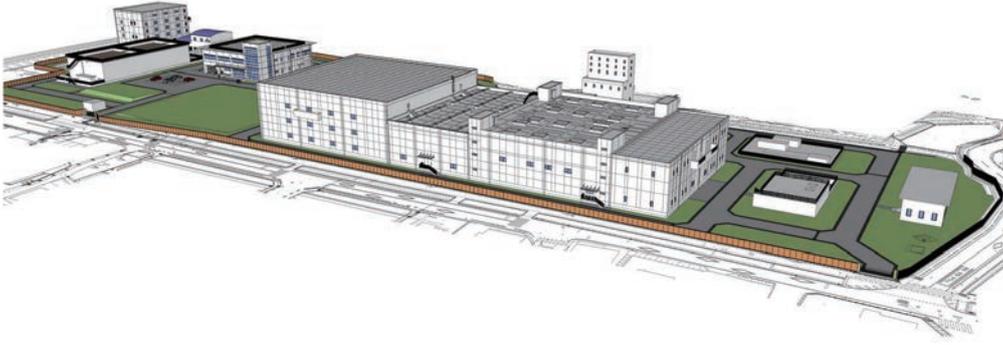
事業	事業概要	事業主体
上水道の整備等	老朽化している長府浄水場の諸施設の更新 老朽水道施設（構造物及び管路）の更新及び浄水施設の統廃合に向けた施設整備等 主要配水池及び配水本管の耐震化 水道事業経営の効率化と安定化	市 市 市 市

目標指標

No	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
60	上水道は安全で、いつでも使えて安心であると思う市民の割合	H30	78.42%	R6	85%



長府浄水場 完成予想図



長府浄水場更新事業



老朽管の更新工事

現状と課題

下水道は、汚れた水を集め、きれいな水によみがえらせる機能や、雨水の排除による水害の防止機能等、快適で文化的な生活を営むために必要な根幹的な施設です。本市の下水道は、1958年（昭和33年）に事業に着手し、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業で整備を進め、平成30年度（2018年度）末の下水道処理人口普及率は76.9%となっています。

今後は、下水道処理人口普及率が未だ全国平均に達していない現状を踏まえ、普及率向上のための事業が依然として必要である一方、供用開始から50年以上経過したことによる施設や管路の老朽化に対する取り組み、災害に強いまちづくりへの取り組みが求められています。これらの下水道事業における課題の解消に向けた具体的な取り組みについて示した下関市下水道事業経営戦略、下関市新下水道ビジョンに基づき、今後、一層の経営基盤の強化、経営の効率化を図るとともに、事業の重要度、優先度を考慮し各事業に取り組む必要があります。

基本方向

- 国が推進する汚水処理施設の「10年概成」に基づき、未普及地区の整備を進めるとともに、終末処理場の統廃合等により持続可能な下水道機能の構築を図ります。
- 災害に強いまちづくりを目指し、施設の耐震化、浸水対策に取り組めます。
- 海域や河川・湖沼等の公共用水域の水質保全を図るため、下水道の積極的な整備推進を図ります。
- 公共下水道のほか、各地域の特性を考慮した適切な下水道等の整備を進め、生活環境の向上を図ります。

施策体系図

下水道等の整備

1. 下水道等の整備

各事業の方向

1. 下水道等の整備

(1) 下水道等の整備

下関市新下水道ビジョンに基づき、公共下水道の計画的な整備を推進するとともに、普及地域の拡大、下水道施設の耐震化や老朽化施設の改築更新、終末処理場の統廃合を推進します。

さらに、浸水常襲地域の被害軽減に向けた着実な対策の実施や、下水道汚泥等の資源の有効活用を図り、省エネルギー化、温室効果ガス排出削減に積極的に取り組みます。

また、生産性の高い農林水産業の実現と活力ある農村・漁村社会の形成及び循環型社会の構築を図るため、農村・漁村地域における集落排水施設の整備や老朽化施設の改築更新等を図りつつ、農業用水や海域の水質保全及び生活環境の改善を推進します。

その他の地域については、地域の実情に応じて、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、水質の保全を図り、健康で快適な生活環境を確保するため、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
下水道等の整備	下水道等の整備 <ul style="list-style-type: none">・下水道施設等の計画的な整備による普及地域の拡大・浸水対策の推進・下水道機能の継続的な維持・下水道汚泥等の資源の有効活用・農業・漁業集落排水施設の整備及び老朽化対策・合併処理浄化槽の普及促進【再掲】	市 市 市 市 市

目標指標

No	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
61	下水道処理人口普及率	H30	76.9%	R6	81.3%

現状と課題

地域の暮らしや歴史・文化と深くかかわる河川については、市民の自然環境に対する保全意識が高まる中、治水上の安全性を確保しつつ、多様な自然環境をできるだけ保全し、改変する場合も最小限に留めて、良好な自然環境が復元できるような川づくりが求められています。

都市部の中小河川は、開発の進展により雨水の流出形態に変化が生じたことにより治水の安全性が低下している状況にあるため、河道掘削、河川堤防や洪水調整施設の整備などの雨水排水対策を進めていく必要があります。また、近年、自然災害が頻発していることに加え、地球温暖化等による災害リスクの高まりが懸念される中、本市は地勢的に丘陵地が多く、特に地質が脆弱な箇所等は、がけ崩れ等の災害が発生する危険性が高まるため、その対策を推進していく必要があります。

また、これらの施設整備には時間を要することから、施設整備と洪水ハザードマップ等のソフト対策を効率的かつ効果的に組み合わせた対策が必要となっています。

本市は、全国有数の海岸線を有しており、市民を災害から守る海岸保全施設等の整備や、マイクロプラスチックなどの海洋汚染について海岸漂着物対策に取り組む必要があります。また、特に山陰海岸において、漁港関連施設や民家等が高潮時の越波等による浸水被害を受けており、高潮対策の早期完成が求められています。

基本方向

- 砂子多川等の河川整備については、治水上の安全性を確保することはもちろんのこと、生物の生息・生育・繁殖など自然環境に配慮した適切な整備により、市民が自然にふれあえる空間を創造します。
- 洪水や土砂災害等の自然災害の防止を目的に、河川・水路の改修や急傾斜地の崩壊防止対策等の防災インフラの整備を推進します。
- 海岸保全施設等の防災施設の整備や老朽化対策、海岸漂着物対策を進め、災害に強くきれいな海を有したまちづくりを推進します。
- 既設護岸の改良等を行い、海岸背後地を防護します。

施策体系図

河川・海岸環境の整備

1. 河川環境の整備

2. 海岸環境の整備・保全

各事業の方向

1. 河川環境の整備

(1) 河川環境の整備

護岸の整備等で治水安全度を上げることにより、流域住民等の生命・財産を守るとともに、治水と自然の調和を創出し、周辺住民の生活環境の向上を図るため、国、県及び関係機関と連携した整備事業を推進します。

木屋川水系の治水安全度を向上し、流域住民の生命・財産を守るため、ダム周辺の環境整備及び周辺住民の生活環境の向上を目的に活動する協議会に対し、業務支援を行うとともに、関係機関との調整・連携を図ります。

近年、多発化する局所的な集中豪雨による浸水被害の対策工事を行うとともに、水路網調査や洪水ハザードマップ等のソフト対策を推進します。

崩壊の危険がある急傾斜地の崩壊防止工事について、さらに事業拡大を図り、地元の合意形成を得た上で安全性の向上を目指します。



浸水被害の状況



崩壊対策工事を施工した急傾斜地

2. 海岸環境の整備・保全

(1) 海岸保全施設整備等

台風及び冬季風浪時に波浪の影響を受けやすい自然条件の厳しい海岸の周辺住民を、越波や飛沫による被害から守るため、海岸保全施設の整備を行うとともに、海岸漂着物については、山口県や近隣自治体と連携し適切に処理します。

(2) 海岸高潮対策

高潮から市民生活を守るため、防護施設の整備や海岸（高潮）改良事業を適切かつ計画的に推進します。また、防護施設の整備計画の策定を進め港全体の防災体制を強化します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
河川環境の整備	河川環境の整備 ・河川氾濫防止のための河川改修及び生態系に配慮した良好な水辺空間の提供 ・木屋川ダム嵩上げ対策協議会への支援 ・浸水被害軽減のための水路網調査及び雨水排水施設等の整備 ・崩壊危険区域として指定された急傾斜地の崩壊防止工事	市 市 市 県・市
海岸環境の整備・保全	海岸保全施設整備等 ・越波及び飛沫による地域住民等に対する被害防止 ・施設の機能診断・対策計画策定及び老朽化対策の実施 ・海岸漂着物の処理等 海岸高潮対策 ・海岸保全施設整備	市 市 県・市 国・市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
62	浸水箇所の整備率	H30	52%	R6	60%
63	認可を受けた都市基盤河川の整備率	H30	34.2%	R6	38.7%
64	市が実施する海岸保全対策事業の整備率	H30	20.6%	R6	65%



越波の状況



海岸保全施設整備1



海岸保全施設整備2

